



はありません。

業務上・外の判断に当たっては、①精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の確認、②業務による心理的負荷の強度の評価、③業務以外的心理的負荷の強度の評価、④個体側要因の評価、等について具体的に検討し、「判断要件」により、総

荷が認められることと
（3）業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこととなります。
以上の（1）、（2）及び（3）のいずれをも満たす精神障害を、業務上の疾病として決定することとなります。

（3）業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこととなります。
（4）業務以外の心理的負荷の強度の評価、
（5）個体側要因の評価、等について具体的に検討し、「判断要件」により、総

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の一部改正」
(平成21年4月6日付)
が発出されて1年が経過しました。

当該改正は、平成11年9月14日付の判断指針の一部改正で「ひどいじめ、嫌がらせ」を心理的負荷の強度「Ⅲ」（人生の中でもまれに経験することもある強い心理的負荷）に位置づけるなど、具体的な出来事について新たに12項目を追加し、既存の具体的な出来事のうち、心理的負荷をより適切に評価するため、7項目を

修正しました。

「ひどいじめ、嫌がらせ」は、その内容・程度が業務指導の範囲を逸脱し、人格や人間性を否

合的に判断します。

「判断要件」は、

（1）判断指針で対象とされる精神障害を発病していること

（2）判断指針の対象とされる精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の確認、②業務による心理的負荷の強度の評価、③業務以外の心理的負荷の強度の評価、④個体側要因の評価、等について具体的に検討し、「判断要件」により、総

（3）業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこととなります。
（4）業務以外の心理的負荷の強度の評価、
（5）個体側要因の評価、等について具体的に検討し、「判断要件」により、総

（3）業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこととなります。
（4）業務以外の心理的負荷の強度の評価、
（5）個体側要因の評価、等について具体的に検討し、「判断要件」により、総